

営業所技術者等の兼務について

営業所技術者等(営業所技術者または特定営業所技術者をいう。)は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、令和6年12月13日施行の建設業法(昭和24年法律第100号)の改正により、専任を要する工事についても、要件を満たす場合は主任技術者または監理技術者の職務を兼ねることができます。

①主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

以下の全てを満たすことが必要。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- ウ 「主任技術者または監理技術者の専任について」(1)専任特例1号①～⑦を満たしていること。なお、②について「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替え、⑥ロについては、所属する営業所の名称を加え、ニ(イ)については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。
- エ 営業所技術者等が、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事

(営業所と工事現場が近接している場合)

以下の全てを満たすことが必要。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事

(②以外の場合)

- ①の要件をすべて満たすこと。